

## 第1 プログラム策定の背景

### 1 中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへの転換

これまでの中央集権型行政システムのもとでは、行政は、基本的に、国が法律で、全国一律の制度をつくり  
政省令や要綱・通知(かつては通達)で、基準や運用の細部を定め  
都道府県を通じて、市町村に伝達し  
都道府県の助言(かつては指導)のもとで  
市町村が事務を実施する  
というプロセスで展開してきた。この他に、国・都道府県が実施する事務や市町村が独自に実施する事務もあった。

これを、民間企業に例えてみると、

国は政策という商品の開発や製造を担うメーカー

都道府県はその商品(政策)の卸売り

市町村は小売り と捉えることができる。さらに、

住民は顧客(ユーザー) と言える。

この中央集権型の製造・流通システムには、民間にない大きな特徴がある。

それぞれが独占企業

住民は、一部のものを除き、他の自治体から商品を購入する、すなわち行政サービスを受けることはできない。

品揃えが悪い

同種の商品(行政サービス)が複数用意されていることは少なく、選択の余地がない。

商品が古い

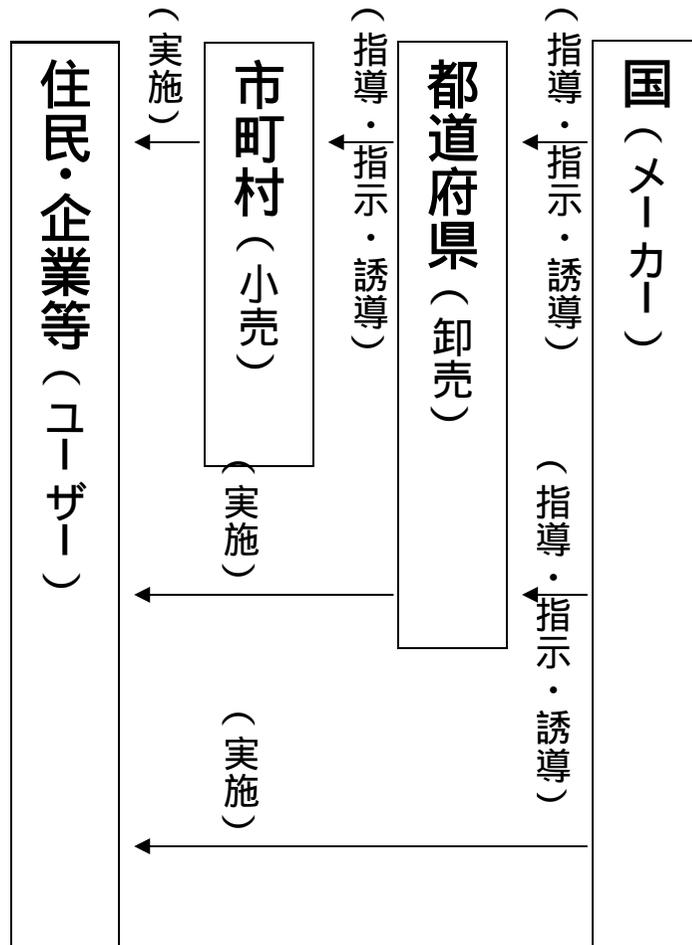
一度開発された商品は、年数が経ってもそのまま継続して製造・販売されることが多く、時代の変化に合わない制度やサービスも多い。

必ず売れる(買わなければいけない)

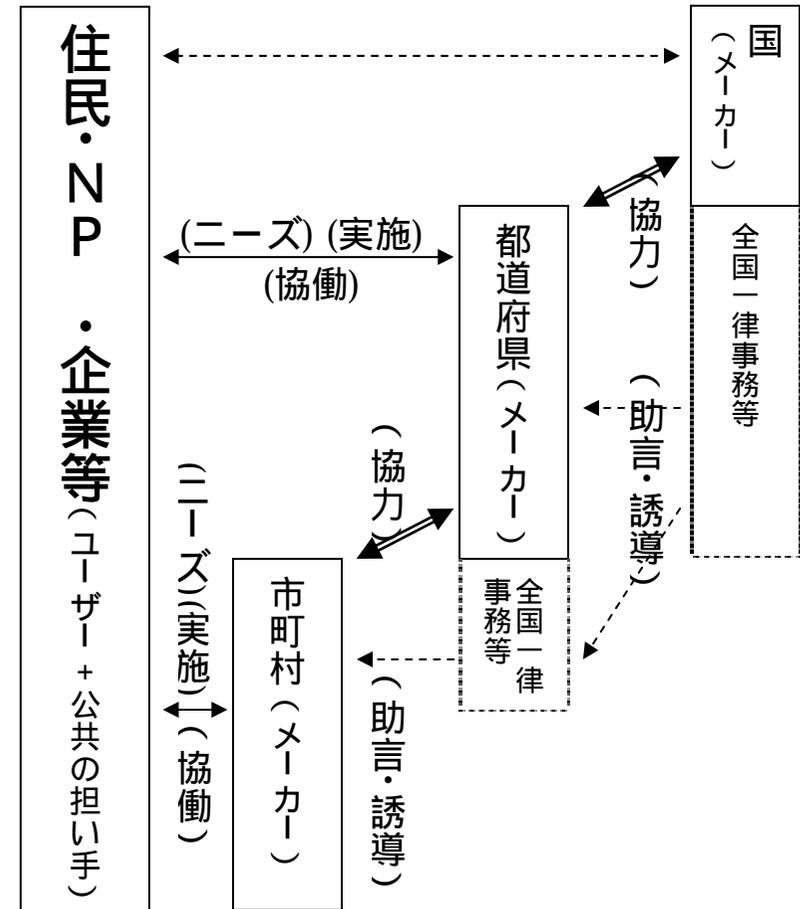
法令で義務付けられているものは、住民は拒否できない。

これは、民間では成り立たない非常にいい商売である。ただ、かつてはこれでよかった。国民の価値観は同じ(経済的に豊かになりたい、便利になりたい)であり、地域の課題も全国で共通(産業振興、都市整備等)であるという状況の下では、行政に対するニーズも全国共通であったからである。それに対応する全国一律の政策を、効率的に立案・実施するには最も適したシステムであった。

## 中央集権型行政システム



## 地方分権型行政システム



しかし、今、時代は大きく変化している。人々の価値観は高度化、多様化し、人によって行政に求めるものは大きく異なっている。また、地域のおかれた状況や抱える課題も、もはや全国一様ではない。国が企画立案する全国共通の施策が、地域に合わないことも多くなってきた。

したがって、住民や地域により近い地方自治体が、地域の実情やニーズを踏まえた取組を、自ら考え実施していくことが必要となっている。そのための権限を地方に移すのが地方分権である。今や中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへの転換は不可避となっている。

## 2 地方分権型行政システムの内容と特徴

地方分権型行政システムとは図の右である。住民や地域に身近な事務については、市町村がニーズを把握し、それに合った取組を企画立案し、実施する。都道府県も同様である。一言で言えば、市町村は国が作った政策という商品を守るだけの、単なる小売業ではなく、自らが政策を考えるメーカーの役割も担う。

この地方分権型行政システムは、以下のような特徴がある。

### (1) 役割分担の明確化

- ・地方分権型行政システムのもとでは、国だけでなく、都道府県、市町村も政策づくりのメーカーとなる。それぞれの取組が重ならないようにするためには、あらかじめ役割分担を明確にすることが必要である。
- ・基本的には、住民や地域に身近な事務は市町村、市町村の区域を越える広域的な事務は都道府県、国家としての基本事務、全国統一で実施すべき事務は国が担う。
- ・ただし、広域性は、市町村の規模等による相対的な概念である。また、事務の性質や内容のどの部分に着目するかで、判断が異なる。
- ・この点における解決方法の一つは「補完性の原理」に立つことである。課題の解決に適した、より小さな単位を優先し、地域や住民に、より近い主体が、自ら実施できるという事務は、基本的により身近な主体が担う。

### (2) 自主性・自律性の拡大

- ・地域の実情や住民ニーズをしっかりと把握し、それに応じた政策を、市町村、都道府県が自ら企画立案し、実施するためには、自主的・自律的に考え実行できる範囲や能力の拡大が必要となる。その要素はいわゆる三ゲン(権ゲン、人ゲン、財ゲン)である。

権限

そもそも市町村に権限がない場合(都道府県や国の権限になっている場合)や、法令で細かく規定されており、自由度がない場合は、独自の企画立案等は困難である。

#### 人間

企画立案には、単なる事務の実施とは異なる知識・能力・ノウハウが必要である。

#### 財源

住民ニーズに応じた真に必要な施策・事業を実施できる規模と自由度をもった財源が必要である。

### (3) 対等な関係の下での連携・協力

- ・役割分担が明確化され、それぞれの役割の範囲内で、市町村、都道府県が自主的・自律的な取組を行うとしても、市町村や都道府県単独の取組だけでは解決できない課題は多くある。
- ・これらについては、市町村、都道府県、さらには国が連携・協力して取り組むことが必要である。むしろ、これまでのような、系列的な縦のつながりがなくなる分、より意識して連携・協力関係を築いていく必要がある。
- ・ただし、その場合の連携・協力は、これまでのように、上位(広域)の主体が主導性をもつということではなく、真に対等であるべきである。
- ・なお、地方分権型行政システムの下では住民の役割も変化する。中央集権型システムにおいては、住民は主として顧客(ユーザー)、すなわち行政サービスの受け手であった。しかし、地方分権型行政システムの場合、住民は、公共サービスの担い手としての役割も重要となる。
- ・真の地方分権型行政システムに移行するためには、「団体自治」の強化をするとともに、住民参加と協働による「住民自治」の強化も図り、この二つの自治を確立することが必要である。
- ・そのため、県は、市町村への権限移譲等を加速させながら団体自治の強化を図り、そのことが、市町村の住民自治の拡大につながっていくよう支援することが必要である。

現在は中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへの移行期である。これは、一気に進まないし、時間がかかるが、少しずつでも前進していくことが必要である。

### 3 第二期地方分権改革の推進

平成18年12月に「地方分権改革推進法」が国会において可決、成立した。この法律は、新たな地方分権改革の推進体制の整備等を定めるもの

であり、地方分権改革を推進するための基本理念、地方分権改革推進委員会の設置や地方分権改革推進計画の作成などを内容としている。

今後、この法律に基づき、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務付け・関与の廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化などの改革が進められることとなっている。

この改革は、国と地方という観点のみならず、県と市町村の関係にも及ぶものであり、こうした改革と連動して、本県としても、市町村へのさらなる分権の推進に取り組むことが必要である。

第二期地方分権改革とあいち市町村自律拡大プログラム

